

令和8年度 子ども・子育て支援金分の保険料



宮城県歯科医師国民健康保険組合は、国に代わり、18歳以上(高校生年代除く)の組合員及びその家族から「子ども・子育て支援金分」保険料を徴収し、「子ども・子育て支援納付金」として、国に納付する義務を負います。

いつから支払うの？

令和8年4月分保険料から徴収します。

保険料は？

令和8年度は、一人月額600円です。

※令和9年度は一人800円、令和10年度は一人1,000円の見込みです。

※組合会の申し合わせにより、事業主が半額負担します。

令和8年4月から、従来の保険料とあわせて子ども・子育て支援金のご負担をお願いいたします。

皆さまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。



- 子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、従来納めていただいている保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金分などに流用することはありません。宮歯国保組合は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。

後期高齢者組合員の方については、後期高齢者医療広域連合が徴収します。